

社会保険

みやぎ

2016.6 June - 7 July

Contents

算定基礎届の準備はお済みでしょうか！	2・3
協会けんぽからのお知らせ	4・5
M美さんの社会保険物語	6
一般財団法人宮城県社会保険協会 平成28年度の主な事業のご案内	7
契約宿泊施設の宿泊料金の補助	7
インフォメーションパーク	8



白石和紙

しろいしわし

白石市

伊達藩主とその家臣である白石城主・片倉家の奨励・保護のもとで発達した白石和紙。農民たちの農閑期の内職ながら、地元で採れる良質の楮(こうぞ)を用いて漉かれた紙は、地域を代表する名産品となっていました。明治以降、工場生産の洋紙が出回ると衰退を余儀なくされ、一時は廃れかけましたが、昭和初期に代々続く紙漉き農家がこれを再興。伝統的な手漉き和紙は再び全国的な注目を集め、重要文化財の修復用紙として、また奈良・東大寺の伝統行事「お水取り」で修行僧がまとう紙衣(かみこ)として利用されるようになりました。

大変残念なことに、現在この白石和紙を作る人はいません。職人の高齢化、道具の修理や原材料の調達の困難さ、周りの環境への配慮などから、最後の職人だった方が廃業されたのです。紙を漉くまで下ごしらえにさえ膨大な人手と手間がかかることから、後継者の育成も容易ではないでしょう。伝統の技術もさることながら強く美しい芸術品でもある白石和紙。その強さのように、いつの日かまた復活することを願わずにはいられません。



Shiroishi Washi



紙布織(しぶおり)

和紙を細く裂いてつくった糸で織る。この技術も今や途絶えようとしている。



紙衣のベスト

この紙に惚れ込んだファッションデザイナーの三宅一生さんが1982年に発表した。



拓本染め

財布と名刺入れ。ほどよい凹凸と模様の美しさは試行錯誤の末に生み出された。



ニレの花

この花のヌメリが紙漉きには必須。繊維の絡みを防ぎ紙をなめらかにする。自家栽培。

算定基礎届の準備は おすみでしょうか!

被保険者の標準報酬月額は、実際にうけた報酬にあわせて毎年 9 月に決め直されます。算定基礎届によって決定された標準報酬月額は、保険料や傷病手当金等の保険給付、また将来受給される年金の計算の基礎となる大切な届出です。届書の作成にあたっては、記入もれ、記入誤り、届出もれがないよう十分ご注意ください。

ポイント 1 届出用紙は届いていますか?

算定基礎届の用紙は、すべての事業所へ6月中旬ごろにお送りしております。
※社会保険労務士へ委託されている事業所については直接社会保険労務士にお送りしております。

ポイント 2 お送りした届出用紙に被保険者の方全員の氏名等がプリントされていますか?

- 労働者名簿との確認をお願いします。
今年5月31日までに資格取得された方で、7月1日現在の被保険者である方全員が届出の対象になります。休職者や海外駐在員であっても7月1日現在被保険者資格があれば対象となります。
届書のデータは5月19日現在のものになりますので、届書にプリントされていない方で、届出の対象となる方は、手書きの用紙に記入してください。
- 資格取得届等の提出漏れはありませんか?
資格取得届や資格喪失届、賞与支払届、昇給による月額変更届が提出されていない方はいませんか?もう一度ご確認をお願いします。

ポイント 3 算定基礎届は正確に記入できましたか?

- 支払基礎日数を確認してください。
4月、5月、6月の支払基礎日数を確認し、支払基礎日数が17日未満の月は除外します。
※月給制の場合：▶休日や有給休暇も支払基礎日数に含まれるため、出勤日数に関係なく、支払対象期間の暦の日数が支払基礎日数になります。
▶欠勤日数に応じて給料が差し引かれる場合は、事業者が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数を支払基礎日数とします。
※日給制の場合：出勤日数が支払基礎日数となります。
有給休暇を取得したときは、その日数を支払基礎日数に含めます。
※パートタイマーの場合は備考欄に「パート」と表示してください。
- 報酬月額の算定方法
算定基礎届に記入する報酬は、4月、5月、6月の各月中の給料日に支払った報酬となります。「4月分」、「5月分」、「6月分」の給料を指すものではありません。
例えば、「3月分」給料を4月10日、「4月分」を5月10日、「5月分」を6月10日に支払っている事業所の場合は、「3月分」、「4月分」、「5月分」を記入することになります。
なお、現物で支給しているものがある場合は、金額に換算して「現物」欄に記入します。
(食事・住宅は、都道府県ごとに価額が定められています。その他は時価です。)
※平成25年3月31日までは、社会保険加入が本社管理加入の場合は、本社が所在する都道府県の価額が適用されていましたが、平成25年4月1日以降からは、勤務地(支店・営業所等)が所在する都道府県の価額が適用されます。
- ・宮城県の実物給与の価額
食 事：18,000円/月、610円/日(朝食150円/日、昼食210円/日、夕食250円/日)
住 居：一畳当たり1,380円/月
- ・現物給与の価額の取扱い(通勤のための交通用具)※事業所専用バス等
労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」として取扱い願います。
労働協約に定めがない場合は、実際費用を「時価」として取扱い願います。
判定が困難な場合は、近隣のバス会社の1か月の通勤定期代を「時価」として取扱い願います。

ポイント 4 70歳以上の被用者の届出は?

平成19年4月から、適用事業所に使用される70歳以上の年金受給者については、60歳代後半の在職老齢年金と同様のしくみが適用されています。厚生年金保険の事業主の皆様には、70歳以上の被用者の年金調整に必要な雇用・退職または報酬・賞与等の額に関する届出をお願いしています。
70歳以上の被用者の方につきましては、「70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」をお送りしております。
算定基礎届とともに提出願います。

ポイント 5 算定基礎届の提出先は

作成いただいた算定基礎届は、調査を実施する事業所(注1)を除き、「日本年金機構 仙台広域事務センター」に郵送願います。

送付先 〒980-8461 仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル(SS30) 18階
「日本年金機構 仙台広域事務センター」あて ※郵便番号を記載すれば、住所の記載は不要です。

(注1) 一部の事業所について、「全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険被保険者の資格及び報酬等についての調査」を予定しています。別途、ご案内を送付しますので、そちらをご確認ください。

- 電子媒体(CD・MO)による届出の場合についても、「日本年金機構 仙台広域事務センター」へ直接郵送してください。
- 電子申請による届出の添付書類も、「日本年金機構 仙台広域事務センター」へお送りください。

※郵送による提出期限は平成28年7月11日(月)までになります。

ポイント 6 決定通知書が届いたときは

算定基礎届により決定された新しい標準報酬月額は、「標準報酬月額決定通知書」として後日お送りします。
通知書が届きましたら、被保険者の方へ新しい標準報酬月額を必ずお知らせください。

ポイント 7 新しい標準報酬月額は9月分から適用されます

10月に支払する給料から、新しい標準報酬月額による保険料で源泉徴収してください。
標準報酬月額が変わらない方も、9月分から厚生年金保険料率に変更されるため、保険料額が変わりますのでご注意ください。

算定基礎届についてのお問い合わせは下記のとおりです

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ◆仙台東年金事務所 TEL 022-257-6111 | ◆仙台南年金事務所 TEL 022-246-5111 |
| ◆仙台北年金事務所 TEL 022-224-0891 | ◆石巻年金事務所 TEL 0225-22-5115 |
| ◆古川年金事務所 TEL 0229-23-1200 | ◆大河原年金事務所 TEL 0224-51-3111 |

協会けんぽ からのお知らせ

資格喪失時(扶養解除時)の保険証に関する協会けんぽからのお願い ～保険証を使用できるのは、退職日までです～

資格喪失後に保険証を回収せず、その保険証がまだ使えると思って医療機関等にかかってしまうケースが多発しています。

無資格での医療機関等の受診は、保険財政を圧迫し、**保険料率の上昇に影響を及ぼします**。
保険証の誤った使用を防止するために下記のとおり、事業主様・加入者様への周知徹底をお願い申し上げます。



1 ^{※1}	資格喪失日以降速やかに保険証を回収し、資格喪失届・被扶養者（異動）届を提出する際、必ず保険証を添付してください。
2	加入者に対し、資格喪失日以降は、保険証を使用できない旨の説明を徹底してください。
3 ^{※1}	資格喪失届・被扶養者（異動）届に保険証を添付できなかった場合、事業主の責任において回収に努めてください。

※1 健康保険法施行規則 51 条より

●被保険者の退職
●扶養の解除

加入者より
保険証を回収

資格喪失届（被扶養者（異動）届）
に添付し、**日本年金機構仙台広域
事務センターへ提出^{※2}**

退職日の翌日以降は保険証（被扶養者分も含む）は使用できません。退職から回収までほんの 2、3 日であってもこの間に医療機関等で保険証を使用されてしまう方がいらっしゃいます。また、この保険証の回収までの期間が長い程、保険証を使用してしまう回数も増えてしまうことになります。

加入者の在職中に、**「退職後は、被扶養者も含め、保険証を使用できない」** 旨をお伝えいただくとともに、**早急に回収**くださいますようお願い申し上げます。

※2 資格喪失届（被扶養者（異動）届）提出後に保険証を回収した場合は、後日早急に協会けんぽ宮城支部へ保険証をご返却ください。

被扶養者の資格確認について ～被扶養者に該当しなくなった方の届出はお済ですか？～

平成 28 年度 被扶養者資格の再確認を行います。

今年度も、就職した方等の健康保険被扶養者（異動）届（解除）の届出漏れの確認のため、協会けんぽより6月上旬から「被扶養者状況リスト」を事業所様へ順次お送りいたします。

被扶養者に該当するかをご確認いただき、協会けんぽあてにご提出をお願いいたします。

（平成 28 年 8 月 1 日までにご提出をお願いいたします。）

〈参考〉平成 27 年度の被扶養者資格再確認結果

被扶養者から除かれた人数	削除による効果額
約 7.3 万人	約 31.5 億円

●扶養の 解除 手続きはお済みですか？

健康保険の扶養家族が、就職や収入が増えて扶養の条件に該当しなくなった時は、扶養を解除いただく届出（健康保険被扶養者異動（解除）届）が必要です。

被扶養者の資格の再確認は、保険給付の適正化及び高齢者医療制度の納付金、支援金の適正化を目的として毎年実施しております。

この支援金は、加入者（被保険者及び被扶養者）の人数等に応じて算出されるため、被扶養者から解除しなければならないのに、届出を行っていないと、協会けんぽの支援金の額が本来よりも多くなり、結果として、皆さまの保険料負担の増加に繋がることになります。

●再確認の対象となる方：被扶養者の方

ただし次の①・②の方を除きます。

①平成 28 年 4 月 1 日において 18 歳未満の被扶養者

②認定日が平成 28 年 4 月 1 日以降である被扶養者

※すべての被扶養者が①または②に該当する事業所様へは、再確認の必要がないため「被扶養者状況リスト」は送付いたしません。

健康長寿のために 「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」

安価

安心

安全



団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向け、国は『国民の健康寿命が延伸する社会』の構築を目指して、様々な取組みを推進しておりますが、その中で『後発医薬品の使用促進』が挙げられています。

厚生労働省は、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で示された新指標、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする。この目標の実現に向け、更なる後発医薬品の使用促進の必要から、Q&A方式で分かりやすく後発医薬品を解説します。お役に立てれば幸いです。

〈後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは〉

「先発医薬品（新薬）」の特許が切れた後に販売される「先発医薬品」と同じ有効成分、同じ効能・効果^(*)を持つ医薬品のことです。

欧米では一般名（generic name）で処方することが多いため、「ジェネリック医薬品」と呼ばれており世界共通の呼称となっています。

ます。

^(*) 新薬が効能・効果を追加している時、異なる場合があります。

〈どんなメリットがあるの ～先発医薬品と比較して～〉

先発医薬品の研究・開発には約9年～17年程度の長い歳月と数百億円から数千億円を要する膨大な費用がコストとして薬の値段に反映されています。

これに比べてジェネリック医薬品の場合、すでに有効性や安全性について先発医薬品で確認されていることから開発期間やコストを大幅に抑えられています。

先発医薬品より安価で、経済的です。患者さんの自己負担が軽減されます。

〈後発医薬品の有効性、安全性は大丈夫？〉

ジェネリック医薬品は、《安くて本当に効果があるのか、安全性

は大丈夫か》と心配する人がいるかもしれません。

厚生労働省は、後発医薬品が先発医薬品と同じレベルの品質、有効性、安全性を有するかどうか欧米と同様の基準で審査しています。基準をクリアした医薬品のみが厚生労働大臣によって承認されます。

〈さまざまな病気や症状に対応できますか？〉

高血圧、脂質異常症、糖尿病のほか、さまざまな病気や症状に対応するお薬が揃い、カプセル、錠剤、散剤、点眼剤など形態もさまざまです。また新しい技術で味や飲みやすさ、使用感が改良されたものもあり、小児や高齢者などが服用しやすい剤形に工夫されているものが、続々とできています。

〈ジェネリック医薬品を希望する場合、どうすればいいの？〉

全国の病院・診療所・保険薬局でジェネリック医薬品は処方、調剤してもらえます。ジェネリック医薬品を希望する場合、医師・薬剤師に「ジェネリック医薬品を希望します」と伝えて下さい。医師に直接言いにくいのであれば受付で相談する方法もあります。また、市町村や協会けんぽ等で配付している「ジェネリック医薬品希望シール」を診察券、保険証に貼付する方法もあります。または、「ジェネリック医薬品希望カード」を受付に提示する方法もあります。

〈ジェネリック医薬品希望カードとは？〉

希望していることを医師・薬剤師に伝えやすくするためのカード

です。入手方法は、日本ジェネリック製薬協会への依頼やホームページからダウンロードすることも出来ます。

さらに、「ジェネリック医薬品希望シール」もあります。健康保険証やお薬手帳などに貼付して、ご自身の希望を伝える手段に活用してください。

番外編：〈分割調剤とは〉

ジェネリック医薬品を初めて使用したい時、薬局において処方せん記載の期間のうち、一部の期間をジェネリック医薬品に変更し、それによる体調の変化、副作用が疑われる症状の有無などを確認の上で患者さん自身の意向を踏まえて2回目のジェネリック医薬品を調剤してもらうことができます。薬剤師に相談してください。

最後に

ジェネリック医薬品は医療用医薬品です。希望される場合には、医師・薬剤師に相談してください。

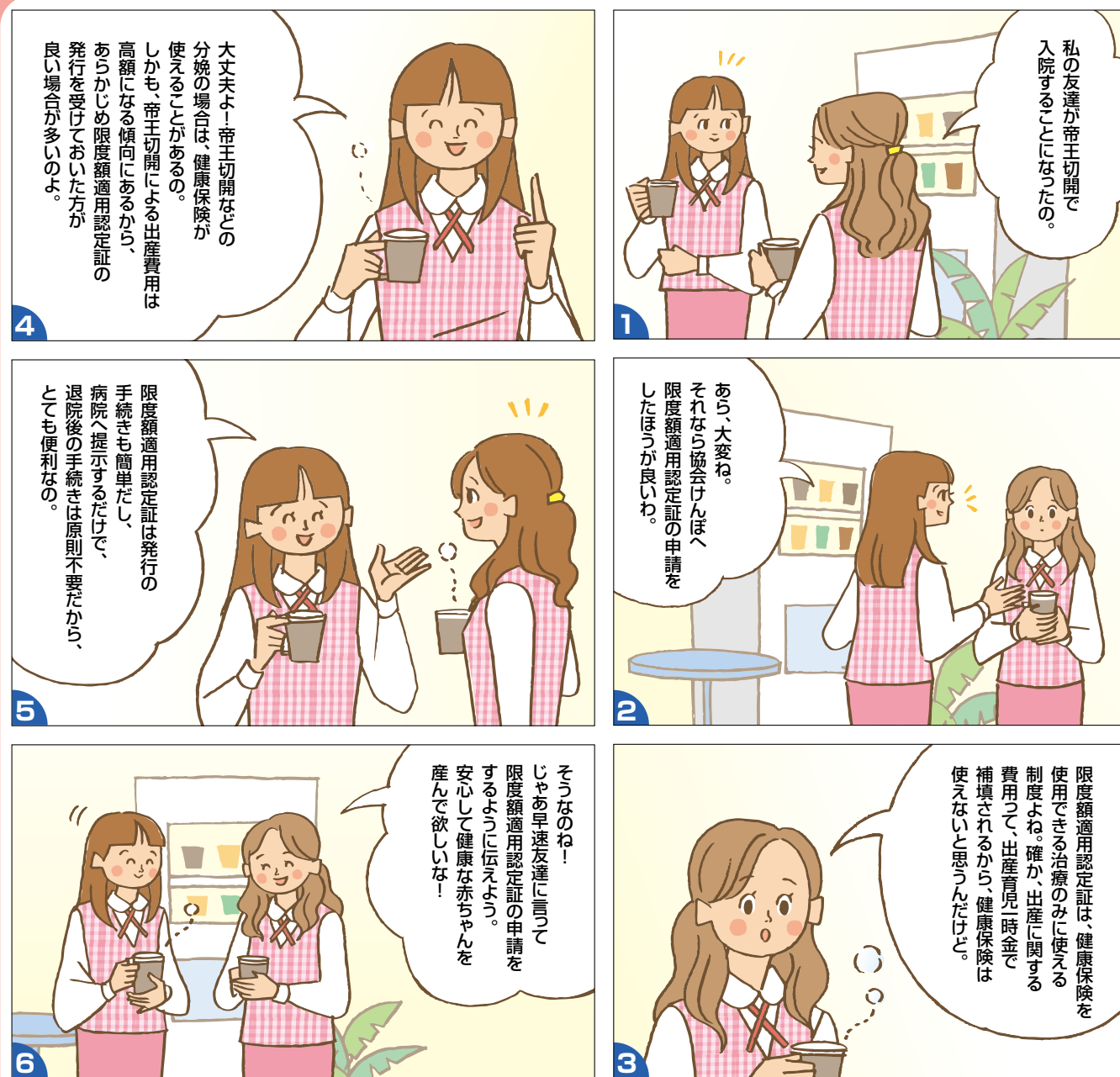
（出典）

- 1) 「安心してご利用下さいジェネリック医薬品」政府広報ホットライン
- 2) ジェネリック医薬品への疑問に答えます
～ジェネリック医薬品 Q&A～ 厚生労働省

一般社団法人宮城県薬剤師会 常任理事 小野 俊一

M美
さんの

社会保険物語

限度額適用認定証
第87話

協会けんぽからのお知らせ

～あらかじめ高額の医療費になることが予定されている方は、
限度額適用認定証の発行がお勧めです～

限度額適用認定証を利用する場合の流れ

- ①限度額適用認定申請書を協会けんぽへ提出してください。
- ②限度額適用認定証を交付します。(発行までの目安…1週間程度)
- ③医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示します。
- ④同一医療機関のひと月の支払額が「自己負担限度額」までとなります。

※限度額適用認定証や、自己負担限度額等の詳細については
当協会ホームページをご覧ください。

協会けんぽ 限度額適用認定証 検索

問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部
〒980-8561
仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F
TEL 022-714-6852
(業務第1グループ直通)
ホームページは
「協会けんぽ」で検索してください。

協会けんぽ 検索

一般財団法人 宮城県社会保険協会 平成28年度の主な事業のご案内

健康保険・年金制度の普及宣伝事業

● 広報の推進

● 広報誌「社会保険みやぎ」を隔月発行

日本年金機構県内6年金事務所と全国健康保険協会宮城支部のご協力をいただき、制度の周知や事務手続き関係等のほか年金事務所の年金相談に関する情報等を掲載します。

● ホームページの開設

協会事業等のほか、広報誌「社会保険みやぎ」の発行済み分もご覧いただけます。

● 社会保険手続き等に関する参考図書の配布

算定基礎届等に役立つ参考図書を無償で配布します。

● 事務講習会等の開催

● 社会保険新任担当者等事務講習会を開催します。(9月)

健康管理事業

● 健康づくり指導講習会・健康相談への講師派遣(年間)

保健師、管理栄養士、心理カウンセラー、体育専門家を各事業所に派遣します。

● 健康づくりDVDの貸出し(年間)

各種DVDを準備しており、職場での健康管理研修等にご利用いただいております。

福利増進事業

● 春・秋のハイキングの実施(6月・10月)

県内5地区で実施します。

● ファミリースキースクールの開催(2月)

スプリングバレー泉高原スキー場で開催します。

● ハゼ釣り大会の開催(10月)

松島湾内でのハゼ釣り大会を開催します。

● 契約宿泊施設を利用された場合の補助(年間)

下記「契約宿泊施設の宿泊料金の補助」をご覧ください。

年金シニアライフセミナー

退職予定者、事業所の担当者、被保険者等の方々を対象に年金シニアライフセミナーを開催します。(10月)

年金委員・健康保険委員の活動への協力

宮城県社会保険委員会連合会ならびに県内6社会保険委員会の活動を支援します。

契約宿泊施設の宿泊料金の補助

平成28年7月1日から平成29年6月30日迄は会員事業所の「平成28年度協会費 払込受領証」の写し・宿泊者の「健康保険証(含被扶養者)」をご提示いただくと、ご利用者お一人につき、1,000円の割引補助をします。(平成28年6月30日までは、「平成27年度協会費払込受領証」等の提示で補助をします)
(同一人のご利用には上限があります)

「秋保の郷 ばんじ家」 ☎022-397-3156

「鳴子やすらぎ荘」 ☎0229-87-2121

「松風荘」(新潟県村上市瀬波温泉) ☎0254-53-3086

お問合せ

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4階
TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

宮城県社会保険協会 検索

電話による年金相談は以下の相談先へ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 9:00～19:00 ●第2土曜日 9:00～17:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについても受け付けます。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

相談時間 ●月～金曜日 8:30～17:15
ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00
(なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

☎022(262)5527

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています

街角の年金相談センター仙台 (仙台パークビル2F)



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

◆受付時間

平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時

週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。



7月・8月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F)	土日および祝日以外の平日	8:30～17:15 (予約できます)	石巻年金事務所 0225-22-5118

2. 臨時開設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
南三陸町役場 (予約制)	平成28年7月13日(水)	10:00～12:00 13:00～15:30	石巻年金事務所 0225-22-5118
登米市南方総合支所 (予約制)	平成28年7月28日(木)	9:30～12:00	古川年金事務所 0229-23-1204
	平成28年8月25日(木)	13:00～15:30	
大和町まほろばホール	平成28年7月7日(木)	10:00～15:00	予約制ではありません

- ・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。
- ・ご予約は、相談日の1カ月前から受付いたします。
- ※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- ※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び印鑑が必要となります。